

第5章 計画の推進に向けて

地域福祉計画は、福祉、保健、コミュニティなど地域全体を広範囲に対象としています。そのため、行政だけで推進していくことは不可能で、地域住民、NPO法人、社会福祉法人など全ての地域住民が関わっていく必要があります。

そうした中で、地域福祉計画の策定に携わった方には、引き続き推進について協力をいただくとともに、推進の状況については、ホームページで公表します。

1 計画の推進体制

(1) 地域福祉推進委員会

学識経験者、福祉又は医療関係者、民生児童委員、公募により選考された方で構成した東浦町地域福祉推進委員会を設置し、本計画の策定を行いました。

今後は、計画の進捗状況の確認や評価、見直しに対し推進していきます。

(2) 作業部会（地域福祉推進委員会作業部会）

地域の現状と課題の精査をする目的で、地域福祉推進委員会の委員で構成した課題別の作業部会を設置しました。作業部会は、地域の課題を抽出したり課題解決に向けた議論を重ね、具体的な施策を提案しました。

作業部会は、計画策定後にプロジェクトチームとして地域福祉計画を具体的に推進し、チェックしていきます。引き続き、地域福祉を地域住民と行政の協働で推進するために議論をしていき、この議論を課題解決へつなげていきます。

(3) 地域福祉推進庁内会議（内部作業部会）

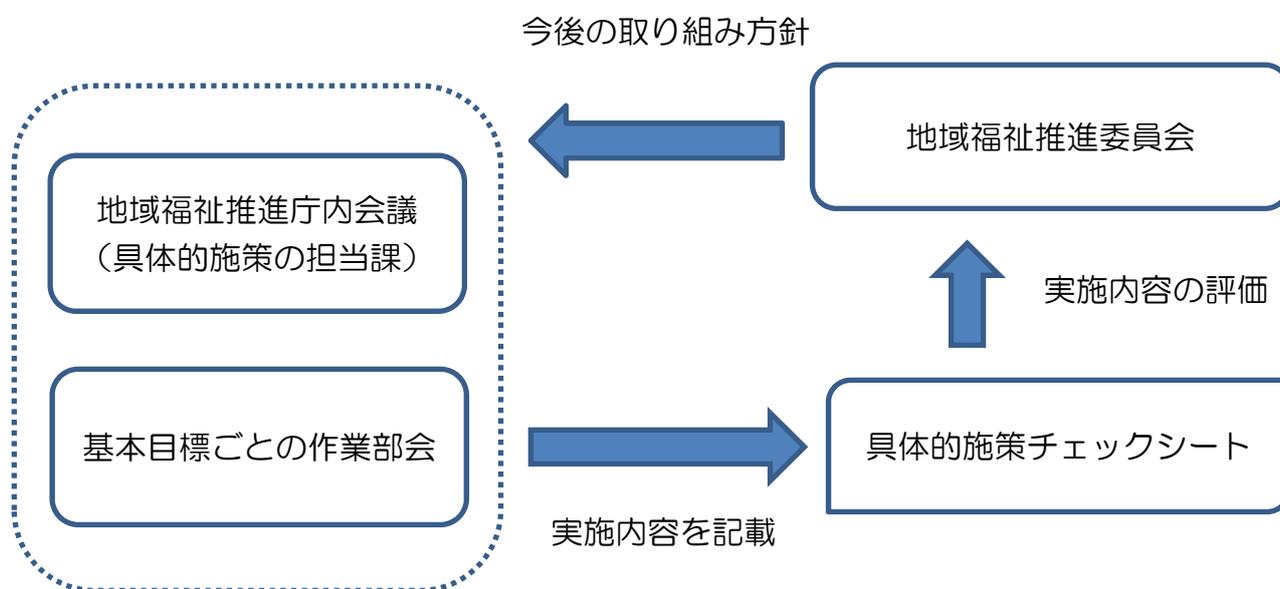
福祉課を中心とした庁内関係部署で構成する作業部会です。重点的な事業の関わりとして、行政が行うべき地域課題を庁内で共有し、課題解決の取組を行っていきます。また、関係する課の職員は、作業部会にも参加し、一緒に地域の課題解決に向けて検討していきます。

2 計画の評価方法

本計画の評価は、地域福祉推進委員会、作業部会、地域福祉推進庁内会議（具体的施策の担当）が連携して実施します。

地域福祉推進庁内会議及び作業部会が実施した内容を具体的施策チェック

シートに記載します。チェックシートに記載された実施内容について委員会で評価をし、今後の取り組み方針や、目標達成のために具体的施策の進捗管理をしていきます。



3 第2期地域福祉計画に向けて

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年です。この間の地域福祉を取り巻く社会情勢や環境の変化に対応した内容の見直しを行うとともに、地域福祉推進委員会での意見のほか、第1期地域福祉計画の取り組み事業の実施状況を確認します。

4 計画の普及啓発

東浦町地域福祉計画・概要版を民生児童委員など地域福祉の担い手をはじめ、コミュニティセンター等の公共施設、社会福祉施設等に配布します。また、広報紙やホームページを活用し、住民への周知を図ります。